

## 目 次

告 示	ページ
4 新潟県市町村総合事務組合規約の変更許可 .....	1

## 告 示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第 4 号

令和 2 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から新発田地域老人福祉保健事務組合を脱退させ、併せて組合を組織する「下越障害福祉事務組合」の名称を「下越福祉行政組合」に改めることとし、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、これに伴い規約を次のとおり変更することについて、令和 2 年 3 月 3 日付け総行市第 84 号をもって総務大臣から許可があった。

令和 2 年 3 月 12 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

### 規約の変更内容

- (1) 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少  
別表第 1 及び別表第 2 中「、新発田地域老人福祉保健事務組合」を削る。
- (2) 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更  
別表第 1 及び別表第 2 中「下越障害福祉事務組合」を「下越福祉行政組合」に改める。

### 附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。